

(資料4)

国家公務員制度改革関連法案の閣議決定に対する見解

1. 本日、政府は国家公務員制度改革関連4法案（以下、「4法案」という。）を閣議決定した。法案の内容は、自律的労使関係制度（非現業国家公務員への労働協約締結権の付与、人事院勧告制度の廃止、公務員庁の設置等）の確立のほか、幹部職員人事の一元管理や退職管理の一層の適正化などを措置するものである。
2. 労働基本権は、公務員労働者にも当然に保障されなければならない憲法上の権利であり、自らの労働条件は労使交渉を通じて自律的に決定されなければならない。しかしながら、わが国公務員の労働基本権は1948年以来大きく制約され、その回復は公務員労働者全体の悲願であり、公務労協もその設立以来、連合に結集し全力を挙げて取り組みを進めてきた。

また、格差社会が深刻化する中で、公務労協は良い社会をつくる公共サービスキャンペーンを展開し、公共サービス基本法の制定を実現してきた。

労働基本権の確立は、労使が直接対等平等の立場で労働条件を決定するという自律的労使関係の構築のみならず、国民が求める良質な公共サービスを実現するための基盤となるものである。

自律的労使関係制度を措置するこの法案が、民主党を中心とする政権の下でまとめられたことは、まさに政権交代を強く意義づけるものであり、1948年以降制約され続けてきた公務員労働者の労働基本権と自律的労使関係の確立に向け、新たな扉を開くものとして、計り知れない歴史的意義を持つものである。
3. 一方、争議権については、国家公務員労働関係法案の附則で「検討を行い、必要な措置を講ずる」と、給与等についての法律事項と政令事項の振り分けについては、国家公務員法等一部改正法案の附則で「検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされ、今後の課題として残されている。これらの課題については、新たな制度の下での交渉・協議を通じて、争議権の早期付与などわれわれの要求が実現するよう全力を挙げて取り組んでいかなければならない。
4. 消防職員の団結権を否認している現行制度は、結社の自由を否定した組合権の重大な侵害であり、まさに人権問題である。また、ILOにおいても、最も関心の高い問題である。その意味で、民主党公務員制度改革PTに対し総務省が提出した「地方公務員の労働関係制度に係る基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）において、「付与することを基本的な方向としつつ、必要な検討を進める」ということにとどまっているのは極めて不十分である。政府が即刻、付与を明言するよう重大な覚悟

を持って追求する。

5. 地方公務員の労働基本権については、今回法案化には至らなかったが、基本的考え方で「一般職の地方公務員に協約締結権を付与する」ことが明記されたことにより、国・地方の公務員の労働基本権について全体のパッケージとして改革することが確認されたものと受け止めるものである。
6. 以上のことから、悲願であった公務員の労働基本権、自律的労使関係の確立に向けた取組みは、民主党を中心とする現政権の下、いよいよ最終局面を迎える。公務労協は連合とともに法案の成立に全力を挙げることにする。

2011年6月3日

公務公共サービス労働組合協議会
労働基本権確立・公務員制度改革対策本部